

【消費生活の窓口から】

フリマサービスでのトラブルにご注意を！

～個人同士の取引であることを十分理解しましょう～

インターネット上で商品やサービスを取引できるフリマアプリやフリマサイト等、フリーマーケットサービス（以下、フリマサービス）の利用が消費者の間で広がるとともに、全国でフリマサービスに関する相談が増加しています。相談内容をみると、購入者からの「商品が届かない」「壊れた商品・偽物等が届いた」等の相談だけでなく、出品者からの「商品を送ったのに、商品が届かない等を理由に商品代金が支払われない・商品代金の返金を求められた」等の相談もみられます。フリマサイトに相談しても、「当事者間で話し合うように」と言われるだけです。

【アドバイス】

◆フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人同士の取引です。

利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解して利用しましょう。

◆利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。

◆当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、

消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの^{いやや}188番）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[相談急増！フリマサービスでのトラブルにご注意—個人同士の取引であることを十分理解しましょう—](#)」・「[フリマサービス トラブルは個人間で解決？](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3